記　入　例
（在籍園が幼稚園又は認定子ども園以外の方、在籍園がない方向け）

請求者の印と同じもので捨印を押印してください。

台東

※　子ども1人につき、請求書1枚が必要です。
※　印刷する際は必ず両面刷りにしてください。片面印刷にすると1枚目と2枚目に割印が必要となります。
※　消えるボールペンは使用せず、黒又は青のボールペンでご記入ください。

台東区教育委員会教育長　宛

台東区施設等利用費請求書（償還払い用）兼口座振替依頼書

【　令和6　年　7　月　～　令和6　年　9　月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、台東区内に居住していることを住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を対象施設に確認すること。
4. 課税状況を確認すること。

必ずお読みの上、ご申請ください。

スタンプ印（シャチハタ等）は不可です。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	タイトウ　タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和60　年　1　月　1　日
氏　名	台東　太郎　台東			現住所	〒 110 － 8615 台東区東上野4-5-6 電話：　03　－　5246　－　1111

上記の申請月と合わせてご記入ください。

2. 認定子ど　てください）

認定種別（法第30条の4）	□ 第1号　☑ 第2号　□ 第3号			認定番号	12345
生年月日	平成　31　年　4　月　2　日			フリガナ	タイトウ　ハナコ
令和 6年 7月 1日～令和 6年 9月 30日の間の住所				氏　名	台東　花子
☑ 現住所のとおり	□ 転入した	□ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入					

認定種別及び認定番号は「子育てのための施設等利用給付認定通知書」をご覧いただき記入してください。

三菱ＵＦＪ銀行の方は注意してください。
○　三菱ＵＦＪ銀行
×　東京三菱ＵＦＪ銀行／三菱東京ＵＦＪ銀行

ゆうちょ銀行の場合、振込用の支店名は「漢数字3ケタ」となりますのでご注意ください。

口座名義は上記の請求者と一致する必要があります。また、口座番号は十分ご確認の上、間違いがないようご記載ください。

3.

区分	金融機関名			預金種目	☑ 普通						
□ 新規（変更）	台東	銀行 信用金庫	浅草	支店	口座番号（右づめ）	1	2	3	4	5	6	7
☑ 継続		農協・信用組合		出張所	口座名義（カタカナ）	タイトウ　タロウ						

◆　公金受取口座を利用する場合は、下記□にチェックをし、保護者（請求者）のマイナンバーを記載してください。

□ 公金受取口座を利用する（上記口座情報の記入不要）	請求者の個人番号（マイナンバー）（12桁）	

※1　振込先は**請求者名義**の口座です。請求者と口座名義が異なる場合は、委任状が別途必要となります。

4. 現在の在籍園（幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・認可

フリガナ	アサクサホイクエン	所
施設名称	あさくさ保育園	（
令和 6年 7月 1日～令和 6年 9月 30日の間の在籍状況		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記		

3．償還払いの振込先口座について
認証保育所等保育料助成を申請される場合は、必ず同一口座にしてください。同一口座でない場合は、修正が必要となります。
♦公金受取口座を利用する場合♦
該当部分にチェックを入れ、請求者（認定保護者）の個人番号（マイナンバー）を入れてい下さい。上記口座情報への記入は不要です。
♦公金受取口座を利用しない場合♦
上記口座情報をご記入ください。継続の場合でも必ずご記入ください。

5. 在籍園以外に利用した認可外保育施設等（※2）

①	フリガナ	ソラストリュウセン	所在地（区外の場合のみ記入）	〒　－ 電
	施設・事業名	ソラスト竜泉（病後児保育室）		
②	フリガナ	サカモトホイクエン	所在地（区外の場合のみ記入）	〒 電
	施設・事業名	坂本保育園（一時預かり事業）		
③	フリガナ		所在地（区外の場合のみ記入）	〒 電話：　－　－
	施設・事業名			

「所在地」については、区外にある施設の場合のみ記入をお願いします。

※2　在籍する幼稚園、認定こども園等で預かり保育事業を実施している場合は、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ、在籍園以外の認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。
在籍園が預かり保育事業を実施している場合は、上記に該当する場合のみ記入してください。（在籍園が上記に該当するかは、在籍園にご確認いただくか、区ホームページをご確認ください。）

＜裏面も記入してください＞

台東

表面同様、請求者の印と同じもので捨印を押印してください。

6. 私立幼稚園（新制度移行園除く）・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部の利用における請求内訳

記入不要です。

※3 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください（小数点以下切り捨て）。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定してください。（小数点以下切り捨て）

※5 月の途中で利用終了する場合は、給付上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、給付上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数としてください。（給付上限額：25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円）

7. 在籍園の預かり保育と認可外保育施設等の利用における請求内訳

記入不要です。

※6 預かり保育事業は、月ごとに「450円（日額単価）×利用日数」を算定基本額とし、「施設に支払った金額（a）」と「算定基本額（b）」を比較し、低い方の金額を「預かり保育事業の給付対象額（c）」とします。

※7 「認可外保育施設 … り保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（ … 場合のみ記入が可能です。

※8 給付上限額は、法 … 第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

注）実費徴収分（日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等）は対象外ですので、下記の金額には含めないでください。

8. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児 … 援助活動支援事業の利用における請求内訳

利用年月	認可外保育施設に支払った金額（保育料）（a）※9	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った合計利用料（b）	支払額合計（c=a+b）	給付上限額（d）※10	請求額（cとdを比較して小さい方）
令和6 年 7 月	33,000 円	円	33,000 円	37,000 円	33,000 円
令和6 年 8 月	33,000 円	3,000 円	36,000 円	37,000 円	36,000 円
令和6 年 9 月	33,000 円	5,000 円	38,000 円	37,000 円	37,000 円
小計（③）					106,000 円

※9 利用料の設定が月単位を超える … 期・後期など）場 … （小数

※10 … 用給付 … 認定 … 市区 … は

または別の市区町村へ転出する場合の限度額：上記の給 …

・月途中で認定期間が開始される場合、

または別の市区町村から転入した場合の限度額：上記の給付上限額×転入日からその認定日までの日数÷その月の日数

領収証兼提供証明書等の「特定子ども・子育て支援利用料」の領収金額を、それぞれの欄にご記載ください。

●3～5歳児クラス（2号認定）の方は、37,000円
●0～2歳児クラス【非課税世帯】（3号認定）の方は、42,000円
が給付上限額となります。
また、認定期間が月の途中からの場合や月の途中に転出入された方は上限額が日割りとなります（※10をご参照ください）。わからない場合は、電話でお問い合わせください。

9. 施設等利用費の請求額（合計）

請求額（合計）は空欄でご提出ください。

上記の小計①～③の合計金額）

10. 添付書類の確認

該当する以下の必要書類をすべて添 …

本申請にあたっては、下記の書類の添付が必要です。
どちらも事業者が発行するものですので、もらっていない場合は事業者から取得してください。

確認欄	必 要 書 類
☑	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（利用した施設の領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書）
□	活動報告書（ファミリー・サポート・センターを利用した場合のみ添付が必要）